

スポーツシーンにおける突然死撲滅プロジェクト 個人会員規約

(定義)

第1条 この会員制度は、スポーツシーンにおける突然死撲滅プロジェクト（以下「当プロジェクト」という。）の活動を賛助するために設置する。

(目的)

第2条 当プロジェクトは、「スポーツ環境の向上・AEDの普及に寄与できるよう」に活動を行うものであり、当会員制度はそのプロジェクトの活動を支援することを目的とする。

(事業)

第3条 当プロジェクトは、設立の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツシーンにおける心臓突然死撲滅のための活動
- (2) スポーツ環境の改善に向けたAED普及活動
- (3) スポーツスクール・スポーツクリニック活動
- (4) その他当プロジェクトの目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 当プロジェクトは、当プロジェクトの目的に賛同した会員を以って組織する。

(個人会員)

第4条 当プロジェクトの会員については次のとおりとする。

- (1) 個人会員—当プロジェクトの主旨に賛同する個人とする。
- 2 個人会員は、その年会費の納付を以って加盟申請とし、当プロジェクトを主宰する一般社団法人AED—PROMOTEの理事会の承認を以って権限を有する。
- 3 個人会員の権限とは、次のものを指す。
 - (1) 当プロジェクトの指定するイベントへの参加
 - (2) 当プロジェクトの発信情報を受け取る権利
 - (3) その他当プロジェクトが定めた臨時権限
- 4 本規約上の個人会員は、当社団の社員たる資格を有するものではない。

(会費)

第5条 個人会員の会費（年会費）を、次のとおり徴収する。

- 1 口 2000円（ただし、複数口の申込可）
- 2 年会費は毎暦年2月1日を以って更新とする。更新時の年会費納付については、当プロジェクト指定の手段による。
- 3 年会費の納金の無い会員についてはその権限を停止することとし、指定期日後3ヶ月を過ぎての納金なき場合には会員名簿より除名する。

(会員名簿)

第6条 当プロジェクトの当会員制度の名簿については、当プロジェクトにより厳重に管理を行うが、会員の個人情報の多くを含む性質上より、会員からの要請等により公開するものではない。

(個人情報)

第7条 当プロジェクトは申込のあった個人の情報を厳重に管理する。

- 2 会員は、当プロジェクトがその活動情報を実施するにあたり、その情報を利用する事を認めるものとする。

(罰則)

第8条 会員が当プロジェクトの運営を障害し、又は当プロジェクトの体面を著しく毀損し品位にもとる行動があった時は、当プロジェクトの理事会決定により除名する。

(付則)

第8条 当規約は、平成27年2月1日より施行する。

上記は、一般社団法人AED—PROMOTEの主宰する、スポーツシーンにおける突然死撲滅プロジェクトの個人会員規約であることを証明する。

平成27年2月1日

一般社団法人AED—PROMOTE 代表理事 押尾武志